平成２１年（フ）第６１７号
岐阜県羽島市堀津町須賀中80番地１
債務者　加藤　智子（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４６号
岐阜県関市上之保3284番地
債務者　河合美保子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５１号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目106番地
サープラスつかさ103号
債務者　木村ひとみ（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５４号
岐阜県山県市西深瀬2430番地２
債務者　川田眞紀雄
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５５号
岐阜市三田洞東２丁目22番２―302号　市営住宅三田洞団地
債務者　渡辺　幸恵（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２７３５号
名古屋市南区元塩町１丁目36番地の３　ホワイトキャッスル南ヶ丘Ａ棟603号
債務者　吉田みゆき
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２４号
三重県名張市平尾2666番地１　高ヒラオメゾン203号
債務者　太田　広子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６５３号
兵庫県姫路市栗山町136番地
債務者　本田　　良
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７号
鳥取県東伯郡北栄町江北516番地19
債務者　山根　祐樹
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１９７号
鳥取県米子市蚊屋127番地１
債務者　陸浦　正夫
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１４号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目９番13号
債務者　上田　勇一
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７００号
広島市安佐南区祇園６丁目２番６―３号
債務者　宇惠　文子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１６号
広島県廿日市市大東12番10号
債務者　光井　治記
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７号
山口県下関市長府東侍町10番Ｂ―105号　公社アパート
債務者　細川　浩美
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
愛媛県松山市土居田町516番地１　サンガーデン青木Ｂ101号
債務者　増田　祥江
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１６０号
愛媛県新居浜市山田町５番16号
債務者　三宅　通俊
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１６１号
愛媛県新居浜市山田町５番16号
債務者　三宅リエ子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部